資料3

		運営方針等決定状況			
項目	方向性	基準等	これまでの検討状況	令和3年度の主な検討事項	
一部負担 金減免	統一 (激変緩 和対象)	● H30年度から、「災害」・「収入減少」の事由に基づく減免は「共通基準」と して運営方針「別に定める基準」に定めている。	 各市町村に意見照会したところ、現行の「別に定める基準」のとおり各市町村の判断で実施運用しており、現行どおり。 災害による一部負担金減免の要件については、国の動き等、状況をみながら検討。 事務運用についても、必要に応じて検討。 	・ 災害による「準半壊」の取扱いについては、国の動き等を注視。	
出産育児 一時金 葬祭費	統一	「出産育児一時金:政令基準どおり一律420,000円」「葬祭費: 府内一律 50,000円」※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一)	政令基準等どおり運営方針に記載して運用。		
保健事業	統一	● 特定健康診査: 血清クレアチニン検査(eGFR)、血清尿酸検査、血糖検査(HbA1c)について、特定健康診査の基本的な項目に加えて実施 ● 人間ドック: 特定健診の検査項目等を充足する検査項目について、府内全市町村で実施 ※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一) (独自事業分の財源は、標準保険料率(事業費納付金の対象経費)で確保するものとする。標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の5%を保健事業分として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。	共通基準(特定健康診査、人間ドックの実施)について、運営方針に記載しているとおり運用。 次期運営方針において、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の充実・拡大を図ることについて明記。		
医療費適 正化 (医療費通 知、ジェネ リック差額 通知など)	統一	● 医療費通知及びジェネリック差額通知: 実施回数、記載項目、通知の規格について、府内共通基準を設定 ※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一)	• 「別に定める基準」に記載しているとお り運用。	_	

	運営方針等決定状況				
項目	方向性	基準等	これまでの検討状況	令和3年度の主な検討事項	
予防・健康づくり 等の推進	ı	● 市町村は、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、府は市町村に対して、必要な助言・支援を行うという役割分担を踏まえ、保険者努力支援制度(予防・健康づくり支援交付金)の活用を図り、それぞれの取組みを行う。	・ 施策推進にあたっての府と市町村の 役割を明確化	• 特定健診受診率の向上を図るための取組みや、アスマイルの令和4年度以降の方向性について検討。	
施術療養費の支給 に係る共通基準の 設定	ı	● 「柔道整復」及び「あん摩・マッサージ、はり・きゅう」の施術に係る国等の議論の状況を踏まえ、 府内共通基準の設定の是非について協議の上、新 たな共同処理の必要性について調整会議等におい て検討を進める。	共同処理ではなく、権限を有する個々の市町村が主体となって行う。 国等の議論を踏まえて、共通基準の指標の設定について検討を進める。 次年度から項目名を変更運営方針WI(事務の共同実施)の「レセプト点検」を削除し、VI(保険給付の適正な実施)の「施術療養費の支給に係る共通基準の設定」に集約したことから項目名を変更。	• 国等の議論を踏まえて、共通基準の 指標の設定について検討を進める。	
府による 給付点検	I	当面は、国の例示項目が府による点検内容の対象 具体的な点検内容については、国保総合システムのレセプト点検機能等を踏まえ、今後、検討を進め、可能なものから実施に努める。	• 「大阪府給付点検調査に係る事務処 理方針」(平成31年3月策定)に基 づき運用。		
不正利得等の回収	_	● 都道府県は、保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を求める等の取組みを行うことが可能	• 「大阪府における国民健康保険診療報酬等の不正利得の回収に係る事務処理規約」(平成31年4月施行)に基づき運用。	_	
過誤調整	_	 過誤調整の普及・促進に資する取組み(保険者間調整の徹底、過誤調整事務の円滑実施、過誤調整の好事例の横展開) 過誤調整できなかった場合の速やかな債権回収の実施 	• 同左	• 保険者間調整の実情把握を行うとと もに、過誤調整の好事例の横展開を 図る。	

項目		運営方針等決定状況			
		方向性	基準等	これまでの検討状況	令和3年度の主な検討事項
あはき療養費受領委任制 度導入検討		l	● 保険給付費交付金の連合会直接払い ※令和元年度に整理済み(令和元年度からの 運用)	 同左 	_
第三者行為求償		I	・ 府国保連合会が開催する研修会の継続実施・ 第三者直接求償に係る事務の請負体制の整備及び委託契約解除後における法的解決支援	 新たな取り組みとして、国保連による 委託解除後、国保連顧問弁護士、保険 者、国保連の協議の場を設定し、法的 解決の支援を行う。 国保連と府共催で研修会を実施。 	• 引き続き、国保連合会と府が開催する研修会を活用した能力向上と第三者求償事務アドバイザーの活用に向けた取組を実施。
被保険者証	様式	統一	● 運営方針「別に定める基準」に記載の 様式に統一	• 国保連合会において、市町村の意向を 踏まえつつ、被保険者証発行業務の共 同処理の実施に向けて調整。	国保連合会において被保険者証発行業務 の共同処理の実施に向けた調整。
	更新時期 有効期間	統一	● 「11月1日更新、有効期間は1年間」	(希望する市町村は先行実施済み) ・ 高齢受給者証等との一体化に向け、引き続き、検討。	• 引き続き、高齢受給者証等との一体化に 向けた検討。
	交付方法		_	オンライン資格確認導入に向けた事務処 理を円滑に各保険者で進めるための検討 を行う。	• オンライン資格確認の実施状況をみながら、事務処理の標準化を検討。
	被保険者番号		● 現行どおり、各市町村の付番ルールに 基づいて付番	_	_
世帯の継続性		統一	● 国が示す基準どおりに判定	_	_
その他の証			● 市町村事務処理標準システムから出力 される様式を府内統一様式としたうえ で、各市町村において、システム改修 のタイミングで統一を検討	• 各市町村の機器更新の時期を踏まえながら、証の様式統一に向けた検討	• 引き続き、各市町村の機器更新の時期を踏まえながら、 証の様式統一に向けた検討。

項目		運営方針等決定状況	これまでの検討状況	令和3年度の主な検討事項
χq	方向性	基準等	C103 COOKEINAL	
短期証	I	各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充 実していくことを勘案し、当面、現行どおり市町 村ごとの運用とする		公平性確保や、事務の効率化・広域化の観点から、将来的な統一について、引き続き、検討を進める。
資格証明書	I	 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充 実していくことを勘案し、当面、現行どおり市町 村ごとの運用とする 	• 各市町村の状況を再確認し、基準の統一が 可能なものについて検討。	
収納対策	ı	 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勘案し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 「収納担当者研修会」の実施 大阪府域地方税徴収機構への参加 		
滞納処分	I	 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勘案し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 		
インセンティ ブ(収納)	-	● 目標収納率及び規模別収納率上昇目標値を 設定	府内の収納率は依然として全国平均を大きく 下回っており、まだまだ底上げが必要なため、 引き続き実績(目標収納率)と併せ、取組(収 納率上昇目標)両面からの評価として、現行ど おり。	引き続き、実績(目標収納率)と併せ、取組(収 納率上昇目標)両面からの評価として取組を進 めていく。
広報活動	_	● 医療費適正化に関する啓発など、被保険者や 関係機関等に対する広報事業について、府と 市町村による共同実施。	• 医療費適正化に関する啓発など、府と市町村による共同実施について、引き続き、検討。	• 医療費適正化に関する啓発など、府と市町村に よる共同実施について、引き続き、検討。
報奨金制度	統一 (激変緩和対 象)	● 激変緩和措置期間に限り、実施※平成29年度に整理済み	_	_

項目		運営方針等決定状況	これまでの検討状況	☆和3年度のより拾計車で	
坝日	方向性	基準等		令和3年度の主な検討事項	
精神·結核 給付	I	激変緩和措置期間中である令和5年度末までは、現行制度を継続	 令和3年度以降の取扱いを検討したところ、各市町村に意見照会した結果、激変緩和措置期間中の令和5年度末までは、現行制度を維持。 令和6年度以降のあり方については、対象者の推移や他府県の状況、他制度との影響など情報収集・検証を行い、方向性を検討。 	令和6年度以降のあり方について、対象者の推 移や他府県の状況、他制度への影響など情報 収集・検証を行い、方向性を検討。	
高額療養費 の計算方法 等	統一	■ 高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に係る取組等について、府内共通基準を設定	• 各市町村の現状把握・意見照会したところ、現 行の事務運用のとおり、各市町村の判断で実 施運用しているため、現行どおり運用。	 高額療養費の70歳以上の世帯における手続きの簡素化について、引き続き、検討。 また、69歳以下の手続きの簡素化についても、今後検討。 	
高齢者の保健事業と介護予防の取組みとの連携	統一	 市町村における国保の保健事業と後期高齢者 医療制度の保健事業、介護保険の地域支援 事業との一体的な実施を推進。 府は、高齢者の保健事業と介護予防の取組を 一体的に推進する市町村に、適切な助言や支援等を行う。 		_	
円滑な制度 運営に向け た調整	_	● 新型コロナウイルス感染症の影響について、今後、客観的な指標等により運営に重大な影響が認められる場合は、状況の把握・分析・検証のうえ、調整会議等の意見を聴きながら、運営方針に沿った対応措置を別途設ける。	• 新型コロナウイルス感染症の影響について、今後、客観的な指標等により運営に重大な影響が認められる場合は、状況の把握・分析・検証のうえ、調整会議等の意見を聴きながら、運営方針に沿った対応措置を設ける。	_	